

令和 7 年度

仕 様 書

件名 小型動力ポンプ付積載車（2WD）製造請負

発注課 仙台市消防局総務部管理課

第1 入札案件

- 1 品名 小型動力ポンプ付積載車（トラックシャーシベース）
- 2 数量 6 台
- 3 納入期限 令和8年3月31日（火）
- 4 納入場所 仙台市宮城野消防署（仙台市宮城野区苦竹三丁目6－1）
- 5 配置先
 - (1) 仙台市青葉消防団八幡分団
（仙台市青葉区八幡二丁目9－1）
 - (2) 仙台市宮城野消防団東仙台分団東仙台北部
（仙台市宮城野区東仙台五丁目32－17）
 - (3) 仙台市宮城野消防団高砂分団南福室部
（仙台市宮城野区鶴巻二丁目3－1）
 - (4) 仙台市宮城野消防団高砂分団上田子部
（仙台市宮城野区田子二丁目4－25）
 - (5) 仙台市宮城野消防団高砂分団栄部
（仙台市宮城野区栄三丁目11－11）
 - (6) 仙台市若林消防団連坊分団荒町部
（仙台市若林区土樋295－1）

第2 総則

1 目的

この仕様書は、仙台市消防局（以下「発注者」という。）が、令和7年度に製作する小型動力ポンプ付積載車（以下「車両」という。）の製作に関する必要な事項を定める。

2 製作上の注意

- (1) 車両は、道路運送車両法、道路運送車両法の保安基準及び排出ガス規制に係る全国の都道府県条例等に適合し、完成後は道路運送車両法に規定する緊急自動車として新規登録を受けこれに合格するものであること。
- (2) 車両は、ポスト新長期規制適合車両とすること。
- (3) 車両及び車両各部の構造装置等は、堅牢かつ軽量で耐久性に富み、災害現場活動での使用に耐えること。特に、長距離走行等に起因する振動による金属疲労には十分配慮すること。
- (4) 使用取扱に係る安全性及び操作性に優れたものであること。
- (5) 清掃、点検、整備及び調整が安全かつ容易にできること。
- (6) 車両の架装に使用する全ての材料は、日本産業規格品（以下「JIS」という。）又はこれと同等以上のものとする。

(7) 車両の製作にあたり、工業所有権その他の法令に係る問題が生じた場合は、受注者の責任において解決すること。

3 疑義

製作にあたり、本仕様書に記載されていない事項が必要になった場合及び記載内容に疑義が生じた場合は、発注者の指示に従うこと。

4 新規登録の代行等

受注者は車両の新規登録に係る手続きを代行し、東北運輸局宮城運輸支局長の行う当該検査に合格させること。

なお、本仕様書に記載の別表 2 積載品一覧表、別表 3 付属品一覧表及び別表 4 簡易救助資器材一覧表に掲げるすべてを積載した状態で新規登録を行うこと。

5 登録に要する費用

自動車重量税、自動車損害賠償責任保険の費用及び自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金は発注者の負担とし、車庫証明その他の車両の新規登録に要する費用は全て受注者が負担すること。

6 保証

(1) 車両の保証期間は、納入後 1 年間とする。

また、車両及び架装装置のメンテナンス体制の確保と、必要な消耗品、部品等の供給を納入日から最低 5 年間保証すること。

(2) 構造上の不具合に起因する故障については、受注者の責任において修理すること。

(3) 納入後 6 ヶ月の法定定期点検整備は、受注者が無償で行うこと。

7 検査

(1) 検査は、中間検査と完成検査とする。

(2) 中間検査は、作業工程を考慮し随時実施する。

(3) 完成検査は、車検取得後車両納入時に実施する。

(4) 完成検査は、財政局理財部庁舎管理課の指示に従い受けるものとする。

8 提出書類

8-1 提出書類

(1) 提出する書類は、A 4 判のファイルに一括綴じとすること。

(2) 図面は、A 3 判又は A 2 判とすること。

(3) 外国製品の書類等についてはすべて日本語に翻訳したものを提出すること。

(4) 製作を外注する場合は、次の内容の外注届を提出すること。

ア 会社名

イ 所在地

ウ 電話番号

エ 外注内容（品目及び作業内容等）

(5) 着手届は契約の翌日までに提出すること。

(6) 工程表は契約後 1 4 日以内に提出すること。

- (7) 承認図は、契約後速やかに提出すること。
- (8) 完成図書、取扱説明書及び写真は、完成検査時に提出すること。

8-2 提出部数

- (1) 着手届 2部（発注者、庁舎管理課）
- (2) 工程表 2部（発注者、庁舎管理課）
- (3) 承認図 3部（発注者、庁舎管理課、受注者）
- (4) 完成図書 11部（（発注者1部）、車両(6部)、配置消防団担当署所（4部））
 - ア 完成図（承認図を訂正したもの）
 - イ 装備品
 - ウ 電気系統図（架装部）
 - エ 使用電球型式一覧表（架装部）
 - オ 使用ヒューズ一覧表（架装部）
 - カ 自動車検査証の写し
 - キ 自動車損害賠償責任保険証明書の写し
 - ク リサイクル券の写し
 - ケ 緊急自動車届出確認証の写し
 - コ 可搬消防ポンプ日本消防検定協会受託評価等の写し
 - サ 写真（8-4に示すもの）
 - シ シャシのカタログ
 - ス 小型動力ポンプのカタログ

8-3 取扱説明書 11部（（発注者1部）、車両(6部)、配置消防団担当署所（4部））

- (1) シャシ取扱説明書
- (2) 小型動力ポンプ取扱説明書
- (3) 装備品取扱説明書（電子サイレンアンプ、赤色回転灯、その他積載品等）

8-4 写真（電子データ含む）

- (1) 架装工程写真（カラーサービス判） 1式
（架装工程ごとに撮影すること。）
- (2) 完成写真（新規登録後のナンバー付のもの）
 - ア 前後左右及び斜め四方向撮影（カラーサービス判） 1台につき8枚
 - イ 左右及び後方から資機材収納部撮影（カラーサービス判） 1台につき3枚
 - ウ キャビン上部（屋根の文字記入部）（カラーサービス判） 1台につき1枚

9 技術指導

受注者は、車両の配置先の分団又は部ごとに2日間程度、車両及び機器の取り扱い及び保守整備について無償で技術指導を行うこと。

10 保守整備体制

- (1) 受注者は、発注者から点検整備及び修理依頼があった場合には、1日以内で対応すること。

- (2) 受注者は、発注者から部品供給の依頼があった場合には、納品まで2日以内で対応すること。

第3 車両仕様

1 材質の規格

- (1) シャシは、令和7年に製作されたものを使用すること。
- (2) 材料及び部品は、すべて新規製品を使用すること。
- (3) プラスチック類は、基本的に難燃性のものを使用すること。
- (4) ゴム類は、基本的に耐油性のものを使用すること。
- (5) 木材は、変形、歪み等が生じないものを使用すること。
- (6) シーリング類は、弾力性があり経年変化で硬化しないものを使用すること。
- (7) ボルト、ナット類は、基本的にステンレス製を使用すること。

2 主要諸元

(1) エンジン

水冷4サイクルのガソリン又はディーゼルエンジン

(2) 総排気量

ア ガソリン車は1,900cc以上

イ ディーゼル車は2,500cc以上

(3) 軸 数 2軸

(4) 駆動方式 2輪駆動

(5) 変速装置

ア オートマチックトランスミッション又はそれに類するもの

イ 前進が4速以上であること。

(6) 車体寸法

全 長 5,000mm 未満

全 幅 1,800mm 未満

全 高 2,500mm 未満

(7) 車両総重量 3,500kg 未満

(8) 最大積載量の確保

架装後の車両に本仕様書の別表2積載品一覧表、別表3付属品一覧表及び別表4簡易救助資器材一覧表に掲げるすべてを積載した状態で、この車両に許容される最大総重量（3,500kg 未満）との差を最大積載量として新規登録を行うこと。

(9) 乗車定員 6名

3 車台（シャシ）関係

3-1 シャシ規格

シャシはダブルキャブタイプのトラックシャシを使用すること。

3-2 ブレーキ装置

4 輪アンチロックブレーキシステム（ABS）を装備すること。

3-3 ステアリング装置

- (1) ステアリング装置は、パワーステアリング方式とすること。
- (2) ハンドルは、チルトできる構造とすること。

3-4 ステアリング装置等の位置

- (1) ステアリングホイールの位置は、進行方向に向かって右側とすること。
- (2) シフトレバーの位置は、進行方向に向かって運転席の左側とすること。
- (3) ウィンカーレバーは、進行方向に向かってステアリングホイールの右側とすること。
- (4) ペダル類は進行方向に向かって右側からアクセルペダル、ブレーキペダルの順に配置し、操作に支障のないよう適切な間隔に配置すること。
- (5) 運転者が進行方向に向かって右側に着座し、運転に支障のないよう計器、レバー及びその他機器類を適切に配置すること。

3-5 電気装置

- (1) 電気装置は、直流12V（又は24V）のマイナスアース式とすること。
- (2) シャシエンジンのオルタネーターは、12V—90A（又は24V—50A）以上とすること。
- (3) レギュレーター及びワイヤーハーネスは、オルタネーターに適合するものであること。
- (4) バッテリーサイズは、80D-23型以上、かつ寒冷地仕様とすること。なお、ターミナル及びバッテリー取付ブラケットは、寒冷地仕様に適合するものに変更すること。
- (5) ヘッドライトは、放電管式バルブ型、ハロゲンランプ型又はLED型とすること。

3-6 商用100V電源

3-6-1 車内配線等

- (1) 車体外部からAC100V電源により車両用バッテリー及び小型動力ポンプ用バッテリーを充電する配線を車内に適切に配線すること。
- (2) AC100Vの電源供給用コネクタ（受けロケットで磁石式）を運転席ドア後部の下部付近に適切に取り付けること。これには防水のキャップを取り付けること。
- (3) 上記(2)のコネクタ（受けロケット）から適切に車内を配線し、配線の途中で分岐し、一方の配線には、途中に「ズボラ充電器」を介し、車両バッテリーを、もう一方の配線には小型動力ポンプバッテリー充電用の配線をそれぞれ適切に行うこと。
- (4) それぞれの配線の先端には充電器用のコンセントを取り付けること。
- (5) 室内配線は、全てフレキシブルの配線用チューブを敷設し、配線保護のためこの中を通すようにすること。

3-6-2 車両用バッテリー充電装置

- (1) 前記3-6-1(車内配線)の(3)の車両用バッテリー充電用電源配線を車体に適切に施すこと。
- (2) 配線途中に「ズボラ充電器」を介し車庫待機中、車体外部からAC100V電源により車両用バッテリーを常に充電することができるようにすること。
- (3) 「ズボラ充電器」は後部座席下の適切な位置に設置し、充電が適切に行われているかを示すランプが確認できるようにすること。
- (4) 配線接続部はすべて絶縁被覆とし、外部配線はすべて防水構造とすること。また、配線を保護するフレキシブルの配線用チューブを敷設し、この中に配線を通すようにすること。

3-6-3 小型動力ポンプバッテリー充電装置

- (1) 前記3-6-1の小型動力ポンプバッテリー充電用配線の先端のコンセントに別表2の1に掲げる小型動力ポンプのバッテリー充電器を接続し、車両が車庫待機中、車体外部からAC100V電源により小型動力ポンプのバッテリーを常に適切に充電することができるようにすること。
- (2) 小型動力ポンプのバッテリー充電器は、適切な位置に設置し、充電が適切に行われているかを示すランプが確認できるようにすること

3-7 タイヤ

- (1) 装着タイヤは、スタッドレスタイヤ(スペアタイヤ含む。)とすること。
- (2) スペアタイヤの格納装置は、容易に操作が行えるものであること。

3-8 燃料タンク

- (1) タンクの容量は、50ℓ以上とすること。
- (2) 給油が容易にできる位置に取り付けること。
- (3) 燃料給油口付近には、使用燃料の種類を表示すること。

4 車体(ボデー)関係

4-1 キャブ

- (1) キャブは、ダブルキャブとすること。
- (2) キャブ内の乗車定員は6名とし、各座席にシートベルトを取り付けること。
- (3) 後部隊員用の握り棒を後部座席前方(前座席背面)に取り付けること。

なお、この握り棒には、滑り防止のグリップ(ゴム製又は合成樹脂製)を取り付けること。

- (4) 後部隊員用の握り棒中央付近にA3判の地図を収納できるボックスを取り付けること。
- (5) 握り棒にはヘルメットが掛けられるS字型のフックを地図収納ボックスの両側に3個ずつ取り付けること。

なお、このS字型のフックは容易に左右にずらすことができるようにし、握り棒の保護のため、厚手のビニールで覆うこと。

- (6) 座席の座面及び背もたれの表面の材質は、ビニールレザー（カバー可）とすること。
- (7) ドアは4箇所とし、片側2箇所ずつとすること。
- (8) 各ドア用として、乗降用ステップを設けること。
- (9) ドアの施錠は集中ドアロック方式とし、運転席ドアの施錠に連動して4箇所のドアの施錠及び開錠ができること。
- (10) 運転席及び助手席に SRS エアバックシステムを備えること。
- (11) 前席、後席側面のガラス窓はパワーウインドウ方式とすること。
- (12) エアコン及びリアヒーターを取り付けること。
- (13) 助手席側のサイドミラーは電動格納式とすること。
- (14) 運転席及び助手席にサンバイザーを取り付けること。
- (15) 運転席及び助手席にアシストグリップを取り付けること。
- (16) 前席及び後席にゴム製のフロアマットを付属すること。
- (17) カーナビゲーション

次のとおりカーナビゲーションを取り付けること。

ア AM、FMラジオ付であること。

イ テレビの受信ができない構造（TV チューナーが付属していない等）であること。

ウ ディスプレイ部の大きさは、7インチ以上であること。

エ メモリーは、HDD、SD、又はSSD メモリー方式であること。

オ 大きさは2 DINでダッシュパネル内に適切に取り付けること。

カ キャビン内の適切な位置にスピーカーを2箇所内蔵すること。

なお、スピーカーは、カーナビゲーションとのインピーダンスが合致するものであること。

- (18) デジタルルームミラー

ルームミラーはデジタルルームミラーとし、常に車体後部を適切に映すものとすること。

- (19) フロントパネルの適切な位置に消防団章を取り付けること。

4-2 荷台架装

4-2-1 資器材収納ボックス

- (1) 荷台の最前部に資器材を収納するためのボックスを設けること。
- (2) 収納ボックスの構造は堅牢で、走行中の振動によるガタツキが生じないこと。
- (3) 収納ボックスは上下2段式とし、車両両側面にアルミ製の軽量シャッター式扉を設けること。
- (4) 上記アルミ製の軽量シャッターは巻き取り式とし、幅は下記引出式の装置が引き出せえる幅を確保できるものとすること。また、雨水等が侵入しない構造であること。
- (5) 収納ボックス上段は左右に区画すること。

- (6) 上段左の区画は、65mm消防ホース（長さ20m）10本を収納できる構造とし、扉を開放した際消防ホースが落下しない措置を講ずること。65mm消防ホース（長さ20m）は側面から見て、二重巻きホースを立てて直列に10本収納できること。
- (7) 上段右の区画には、ライフジャケットや消防資器材を収納できる構造とし、扉を開放した際、積載品が落下（上段左側の消防ホースが落下しないような装置）しないよう、措置を講ずること。
- (8) 上段の棚の位置は、消防ホース等の積載品の出し入れ時、アルミ製軽量シャッターの巻き取り部が邪魔にならないよう棚の高さを考慮すること。
- (9) 上段ボックスの底部にぶら下がるような棚を設けること。ここには四つ折り担架を収納できる構造とすること。
- (10) 65mm消防ホース（長さ20m）収納部分の床面には樹脂製のスノコを敷くこと。
- (11) 収納ボックス下段は、右側に別表4に掲げる簡易救助資器材（チェーンソー及び四つ折り担架を除く）を積載し、左側には発動発電機、三脚付照明装置、チェーンソー、コードリール及びガソリン携行缶（20リットル）を積載すること。これらの資器材は固定されていながら、容易に一括引出式の装置を設けること。
- (12) 荷台後部（収納ボックスの後部）上面はアルミ縞鋼板等で完全に覆う構造とし、必要に応じ補強をすること。
- (13) 別表2の24に掲げる台車を収納ボックス又は後部荷台の適切な位置に積載すること。固定装置は、容易に固定及び解除ができること。
- (14) アルミ製の軽量シャッターは閉塞時容易に開放しないようにストッパーを設けるとともに、解放時は自重等で下がらない構造とすること。
- (15) 収納ボックス内には、扉を開放したときに自動点灯する照明（LED）を取り付けること。また、資機材積載時にボックス内を照らすのに支障のない位置に取り付けること。
- (16) 収納ボックスの上部（屋根部）はアルミ縞板張りとし荷物が積載できるよう十分な強度を持たせ、周囲には高さ10cm程度のステンレスパイプ製の枠を取り付けること。

4-2-2 小型動力ポンプ積載装置

- (1) 小型動力ポンプの積載装置（以下「積載装置」という。）は、荷台の後部の適切な位置に取り付けること。
- (2) 積載装置は、シャシ電源を利用した電動油圧式とし、伸縮アームにより地面付近まで降ろせるものとする。
 - ア この装置は、小型動力ポンプの重量を考慮し、強度及び耐久性に富み、容易に昇降ができる構造とすること。
 - イ この装置は、降ろした際に容易に小型動力ポンプを取出しできる構造とするこ

と。

ウ 万が一のため、この装置にはシャシ電源を使用せず手動で容易に昇降ができる装置を付加すること。

エ 操作はリモートコントロール式とし、このリモートコントロールのスイッチは容易に取り出せ、走行中の振動により脱落しないように適切に取り付けること。

又、リモートコントロールスイッチの配線は小型動力ポンプの昇降に支障のない無い位置に適切に収めることができること。

オ メインの電源スイッチを適切に設けること。これには保護枠を取り付けること。

(3) 積載装置は、全収納時に固定できる構造とすること。

ア 固定装置は、取り扱いが容易で、かつ強固であること。

イ 固定装置は、二重構造とすること。

(4) 積載装置の電動油圧ユニットは、メンテナンスに支障のない位置に適切に設置し、金属製（又は強固な材質）のコンパクトなカバーで覆うこと。

(5) 積載装置は、小型動力ポンプを収納した状態（全収納時）でポンプ運用ができる構造であること。

(6) 全収納時に小型動力ポンプを運用する際の、冷却水及び排気ガスを車体下に流すための排出装置（荷台を貫通すること。）を設けること。

(7) 排気ガスの排出パイプはフレキシブルパイプ等を使用せず小型動力ポンプの引き出し時に支障の無いよう工夫すること。

4-2-3 吸管収納装置

(1) 荷台後部左側に、吸管の収納装置を設けること。

(2) 吸管の収納は巻き込み式とし、外側から容易に延長及び収納ができる構造とすること。

なお、巻き込みの大きさは、おおむね1メートルの円とすること。

(3) 吸管の固定は、専用の固定金具で3箇所以上とすること。

(4) 小型動力ポンプの吸口に、全収納時に吸管が接続できるよう吸管エルボを取り付けること。

4-2-4 ステップ

(1) 荷台最後部に、アルミ縞板張りのステップを設けること。また、ステップには滑り止めの処置を施すこと。

(2) ステップの張り出しは、20cm以上とし、オーバーハングを切り詰めデパーチャーアングルの確保に努めること。

(3) リアコンビネーションランプはボデー内に組み込み、ステップ上にはみ出さないこと。

4-2-5 手すり

荷台後部の両側にステンレスパイプ製の手すりを取り付けること。

4-2-6 点検口

- (1) 小型動力ポンプを積載したままでの操作や点検を容易に行えるように左側の荷台側板（吸管収納部内側）に開口部を設けること。
- (2) 開口部の寸法は約 20 ～ 30 c m 四方とする。
なお、開口部は四隅に R を付け、ゴムで覆うこと。

4-2-7 資器材積載関係

- (1) 荷台の適切な位置に次の資器材を積載すること。
 - ア 噴霧ノズル付 65 mm 管そう（1 本）
 - イ 噴霧ノズル付 65 mm 無反動管そう（1 本）
 - ウ 二又分水器（2 レバー式 1 器）
 - エ とび口（2 本）
 - オ 消火栓開閉金具（日の出式消火栓開閉ハンドルを 1 本で兼ねるもの）
 - カ 防火水槽用手鍵（T 字型手鍵 2 本）
 - キ 消火栓媒介金具（1 個）
 - ク 剣先スコップ（1 本）
 - ケ 金てこ（1 本）
 - コ 折りたたみ式はしご（4. 2 m 程度 1 本）
 - サ 車輪止め（2 個）
- (2) 資器材は走行中の振動等により落下しないよう取り付けること。また、積載する際車体に接触する虞のある部分にはステンレス板（鏡面仕上げ）又はアルミ縞板等を貼り付けること。
- (3) 荷台両端の天端にはアルミ縞板を貼り付けること。

4-2-8 小型動力ポンプ落下防止

- (1) 小型動力ポンプが後部から落下するのを防ぐため両側側板（後部側）の間に横棒を適切に取り付けること。
- (2) 横棒は、万が一小型動力ポンプの固定が着実になされていない場合、車体後部から小型動力ポンプが落下するのを防ぐものとする。
- (3) 横棒の材質は、ステンレス製の丸管で、小型動力ポンプの重量に耐え得るものであること。
- (4) 横棒は、小型動力ポンプを引き出す場合等に支障のないよう側板片側に跳ね上げることができ、固定時及び跳ね上げ時に管槍キャッチのような器具で確実に固定できるものであること。

5 電装品

5-1 赤色警光灯等

- (1) 標識灯及びスピーカー内蔵型の散光式赤色警光灯を専用のブラケットにより、キャブ屋根上に取り付けること。
なお、取り付け部は適切に補強すること。
- (2) 散光式赤色警光灯は、LED 方式とすること。

- (3) 散光式赤色警光灯は、電子サイレンに連動して点灯する回路とすること。
標識灯の点灯は、シャシスモールライト及びヘッドライトの点灯と連動すること。
- (4) 赤色点滅灯を次のとおり取り付けること。
 - ア 車体前面左右の適切な位置に各 1 個取り付けること。
 - イ 車体後部上方の左右に各 1 個取り付けること。
 - ウ 車体側面の適切な位置に各 1 箇取り付けること。
 - エ 車体後部上方及び車体側面に取り付ける赤色点滅灯にはステンレス製の保護枠を取り付けること。
- (5) 赤色点滅灯は、LED方式とすること。
- (6) 赤色点滅灯は、散光式赤色警光灯に連動して点灯する回路とすること。

5-2 拡声装置付電子サイレン

- (1) 拡声装置付電子サイレンのアンプの出力は50W以上とし、キャブ内の適切な位置に取り付けること。
- (2) 拡声装置のマイクをキャブ内の適切な位置に取り付けること。

5-3 サーチライト

- (1) サーチライト（55W程度のハロゲン式又は同等のLED式）を荷台鳥居部の助手席側に取り付けること。
- (2) サーチライトは、回転、俯仰及びステーが伸縮する構造であること。
- (3) サーチライト取付部の下方にスイッチを設け、ステンレス製の保護枠を取り付けること。

5-4 消防救急デジタル無線受令機

- (1) 消防救急デジタル無線受令機（以下「受令機」という。）を設置すること。
- (2) 受令機本体（富士通製CF-210AM）及び取り付けブラケットは、発注者が支給するものとし、それ以外の必要な配線（メーカー純正ケーブル）及び受令機用アンテナ（2本）等は受注者において用意するものとする。
- (3) 受令機は各消防団の既存車両から移設するものとし、キャブ内の適切な位置に取り付け、使用可能な状態に設定すること。
- (4) 受令機用アンテナはキャブ屋根上の適切な位置に取り付けること。
- (5) 受令機の受信チャンネルは配置先消防団の使用チャンネルに合わせて設定すること。（エンジンを切り再始動後も配置先の周波数に継続して設定されるようにすること。）
- (6) 受令機の電源はアクセサリ連動とすること。
- (7) 受令機本体の取付位置等詳細については発注者と協議すること。

5-5 電源及びスイッチ

- (1) 架装関係の電装品は、すべて車両のアクセサリ電源を介し、専用の増設ヒューズボックスに接続すること。
- (2) 増設ヒューズは、ブレード型ヒューズとすること。

- (3) ヒューズ及び配線は、電装品ごととすること。
- (4) ヒューズボックスは、運転に支障が無く点検整備が容易な位置に取り付けること。
- (5) ヒューズボックスには、各系統及びアンペア数を明記すること。
- (6) 配線は、十分容量のあるものを使用し、系統ごとに色分けすること。
- (7) 配線は、保護のためグロメット及び保護管等を通し、キャブ内は内張り内等に敷設すること。
- (8) 配線接続は、圧着端子を使用すること。
- (9) キャブ内の適切な位置に電装品のスイッチ（表示灯付）をまとめて取り付けること。
- (10) 必要に応じ、保護リレーを取り付けること。

6 塗装及び記入文字

6-1 塗装要領

- (1) さび落としを完全に実施した後、さび止め塗装を行うこと。
- (2) 塗装は、素地調整を十分行い、プライマー塗り、水研ぎ及びサーフェサー塗装を実施後、上塗りを3回以上行うこと。
- (3) 外装は、指定する部分を除きすべて消防指定色（朱色ウレタン系塗料）とすること。
- (4) 資器材収納ボックスの内部は、アルミ製部材を除き、若草色（オリエントルグリーン）とすること。
- (5) キャブ下部、荷台下部、各フェンダー内側、シャシフレーム及び下回り等は、特殊防錆塗装（ジーバード塗装、又は同等以上の性能があるもの。）を行うこと。

6-2 記入文字及び消防団ロゴマーク

- (1) 記入文字の書体は、すべて丸ゴシックとし、体裁よく配列すること。
- (2) 文字の記入方向は、すべて左からとすること。
- (3) 記入文字の大きさ等は、次のとおりとすること。

記入箇所	記入文字	色	大きさ
キャブ両側	仙台市〇〇消防団	白	120×120mm
標識灯	分団名	黒	80×80mm
キャブ左前方	分団名 部がある分団は部名	白	100×100mm
キャブ両後部ドア	分団名 部がある分団は部名	白	100×100mm
キャブ屋根	分団名 部がある分団は部名	黄	500×400mm

- (4) 車体両側に対象消防団のロゴマークを張り付けること。大きさは210×210mm程度とすること。

- (5) 記入文字及び消防団ロゴマークの材質はフィルムとし、住友スリーエム製のスコッチカル（コントロールタック）又は同等以上の性能があるものとする。また、フィルム表面をクリア加工すること。
- (6) 詳細については、発注者と協議すること。

6-3 表示

- (1) スイッチ類には、すべて名称及び「ON-OFF」等の必要な表示をすること。
- (2) 計器類には、名称を表示すること。

6-4 反射テープ

- (1) 反射テープは、住友スリーエム製スコッチライトTM反射シート680シリーズ又は同等以上の性能があるものとし、次のとおりとすること。
- (2) 各ドアの側面
 - ア 各ドアには、開放時にドアが開放していることが確認できるようにドアの内側の側面に反射テープを取り付けること。
 - イ 反射テープの色は、色は黄色系統とすること。
 - ウ 反射テープの幅は、ドア側面の幅に合致するものとする。

第4 小型動力ポンプ仕様

- 1 小型動力ポンプは、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」に適合するものであること。
- 2 ポンプの級別は、B-3級とすること。
- 3 エンジンは水冷式とし、4ストローク又は2ストローク分離給油式とすること。
- 4 エンジンの始動方式はセルスターター、リコイルスターター併用方式とすること。
- 5 真空ポンプは無給油式とすること。
- 6 放水口は呼称65mm消防ネジ式とし、町野式媒介金具を取り付けること。
- 7 吸水口は呼称75mm消防ネジ式とし、吸水口キャップを取り付けること。
なお、吸水口キャップは鎖でポンプに接続すること。
- 8 吸管は、呼称75mmのねじ式結合金具付のソフト吸管とし、長さは7.5mとすること。
- 9 吸管の結合金具は、両手ハンドル型とすること。
- 10 吸管には、ストレーナー、ちりよけ籠、控え綱をつけること。
- 11 小型動力ポンプ本体に、分団名（部がある分団は部名まで記入）を白文字で記入すること。

第5 取付品、積載品及び付属品

- 1 取付品、積載品及び付属品等は、別表1～5のとおりとする。
- 2 ホースに接続する媒介等は、日本消防検定協会の検定に合格しているものを使用すること。

【別表 1】

取付品一覧表

	品 名	個数	備 考
1	カーナビゲーション (TVチューナーレス)	1 式	パナソニック製 CN・CE01WD (同等品以上可) 2DIN のインダッシュタイプ AM・FM ラジオ付
2	デジタルルームミラー	1 式	
3	サンバイザー	1 式	運転席及び助手席
4	消防団章	1 個	直径 1 5 0 mm、クロームメッキ処理
5	散光式赤色警光灯	1 式	標識灯及びスピーカー内蔵型 LED 方式 スピーカー出力 5 0 W 以上
6	赤色点滅灯	6 個	LED 方式のもの (前後左右、両側面)
7	電子サイレンアンプ	1 式	アンプ出力 5 0 W 以上。 サイレンに連動し散光式赤色警光灯が点灯するもの 音声装置内蔵型、拡声マイク付
8	サーチライト	1 灯	LED 式の照明 (明るさはハロゲン 12V55W 相当以上)
9	登録ナンバープレートフレーム	1 式	樹脂製

【別表 2】

積載品一覧表

	品 名	個数	備 考
1	B-3 級小型動力ポンプ	1 台	4 ストローク又は 2 ストローク分離給油式水冷エンジン・セルスターター、リコイルスターター併用無給油式真空ポンプ・町野式放口媒介金具、吸口キャップ、吸管エルボ（スワイベル型）付
2	吸管	1 本	呼称 75mm ソフト吸管 7.5m 両手ハンドル型の消防ねじ式結合金具
3	吸管ストレーナー	1 個	樹脂製
4	吸管ちりよけ籠	1 個	樹脂製
5	控え綱	1 本	長さ 10m、太さ 10mm 程度
6	吸管スパナ	1 本	
7	消火栓媒介金具	1 個	75mm メスネジ 65mm 差込メス
8	まくら木	1 個	樹脂製又はゴム製
9	噴霧ノズル付管そう及びノズル	2 本	65mm 管そう 1 本、65mm 無反動管そう 1 本 ストレートノズル(21mm、23mm 各 1 ケ)
10	二又分水器	1 器	2 レバー式、65mm<65mm（町野式）
11	とび口	2 本	柄は樹脂製 1.8m 程度
12	消火栓開閉金具	1 本	日の出式消火栓開閉ハンドルも 1 本で兼ねるもの 反射テープ付（詳細は別図 1 のとおり）
13	ホースバック	1	65mm 消防ホースが 2 本以上入るもの
14	防火水槽用手鍵	2 本	T 字型手鍵（詳細は別図 2 のとおり）
15	剣先スコップ	1 本	柄は金属製
16	金てこ	1 本	長さ 1200mm 程度
17	折りたたみ式はしご	1 本	長さ 4.2m 程度
18	ガソリン携行缶	1 缶	消防法適合品、ステンレス製 20 リットル入りでガソリンを満タンにしておくこと。
19	発動発電機	1 機	4 ストロークエンジン、定格出力 0.9 KVA 以上
20	投光器	1 台	ハロゲン式 100V250W 又は LED 式同程度の照明 (保護枠付)、ハンドル付自立型、コード 3m 以上
21	コードリール	1 器	屋外型、コード 30m 以上
22	三脚	1 台	投光器用（伸 1m 以上、縮 0.5m 程度）
23	消防ホース	10 本	呼称 65mm×長さ 20m、ホースジャケットは合成繊維で内張は合成樹脂製、使用圧 1.6MPa 以上、 結合部は軽合金製の差込式、R6 と表示
24	台車	1 台	クローラー式レスキューランナー 119 型又は同等以上の性能があるもの（上記の小型動力ポンプ積載時の固定用としてマジックベルト 2 本付属）

※ 積載品については、分団名（部の場合部名）を表示すること。詳細については別途指示。

【別表 3】

付属品一覧表

	品 名	個数	備 考
1	シャシ標準工具	1 式	
2	点検ハンマー	1 本	1 / 4 ポンド
3	非常信号用具	1 式	2 色信号灯、赤旗、三角停止板
4	タイヤチェーン	1 組	ワイヤー式
5	予備キー	2 個	
6	車輪止め	2 個	合成樹脂製又はゴム製（分団名又は部名表示）
7	ポンプ工具	1 式	
8	小型動力ポンプのカバー	1 式	分団名表示
9	キャブのフロアマット	1 式	ゴム製、前後席分
1 0	車両用バッテリー充電器	1 式	車両用バッテリーを適切に充電するズボラ充電器又は同等以上の性能があるもの
1 1	AC 1 0 0 V 商用電源コード	1 本	AC 1 0 0 V の電源供給用で片側がオスコンセント、片側が車体の運転席ドア後側付近に取り付けるコネクタに合致するもの。長さは 1 0 m
1 2	誘導灯（アイズ棒）	2 本	LED 式赤灯（乾電池式）
1 3	小型動力ポンプオーバーヒート防止器具（透明の合成樹脂製ケースと蓋付）	1 式	65mm 町の式メスキャップに水道の蛇口取付、吸口キャップにゴムホース（2 m）を取付け、水道から水を引く（水道蛇口に固定する器具取付）。水道から水を引く器具の口径は 15～19mm とする。

【別表 4】

簡易救助資器材一覧表

	品 名	個数	備 考
1	簡易救助資器材 BOX	1 個	アルミ製 両側に分団（部がある分団は部）名表示
2	チェーンソー	1 台	スチール MS 1 9 4 C - E 3 0 c m 又は同等以上の性能があるもの
3	万能オノ	2 挺	オノ、ハンマー、クギヌキ等の機能、1 kg 程度
4	のこぎり	2 挺	刃渡り 3 0 0 mm 程度
5	ボルトクリッパー	1 個	4 5 0 mm
6	油圧ボトルジャッキ	2 器	最大荷重 4 t 以上、ストローク 1 8 5 mm 以上 ジャッキ敷き板（2 枚）
7	救助ロープ	1 巻	M 打ち 白 1 2 mm × 2 0 m 以上
8	懐中電灯（LED）	5 個	単一電池 4 本式（乾電池含む）
9	携帯用拡声器	1 個	レイニーメガホン（乾電池含む）TD - 5 0 3 R 又は同等以上の性能があるもの
1 0	四つ折り担架	1 台	
1 1	携帯用コンクリート破壊器具	1 台	ハンディブレイカー、カッター（小）・（大）・モイルポイント・ビートル・収納袋付ハンディブレイカー
1 2	チェーンソー防護チャップス	1 着	チェーンソー使用時適切に両脚を防護できるもの

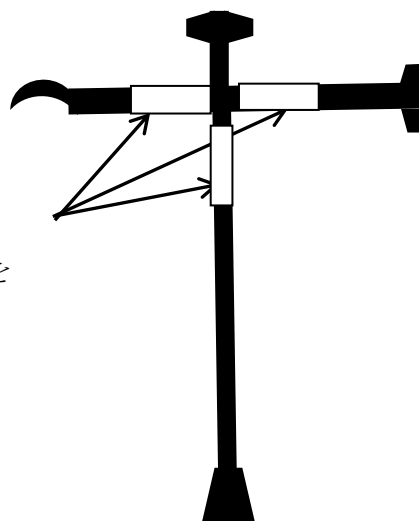
※乾電池が必要な資機材については乾電池も付属品として納めること。

【別表 5】

予備品一覧表

	品 名	個数	備 考
1	シャシー使用電球予備（ヘッドランプは除く）	1 式	各 2 ケ（スモール、ウインカー、テール、ストップ、室内灯等）
2	小型動力ポンプ投光器用予備球	1 ケ	
3	小型動力ポンプの計器灯	1 ケ	
4	予備ヒューズ	1 式	シャシー及び架装に使用したブレード型ヒューズ各アンペア毎 1 ケ
5	チェーンソーの刃	一式	

別図 1（消火栓開閉金具）



黄色い反射テープ（幅 50 mm 程度）を
3 カ所に巻き付けること。

別図 2（防火水槽用手鍵サイズ）

厚み 5mm 以上

